● 普通徴収(納付書・口座振替)、年金特徴(年金からの天引き)の場合

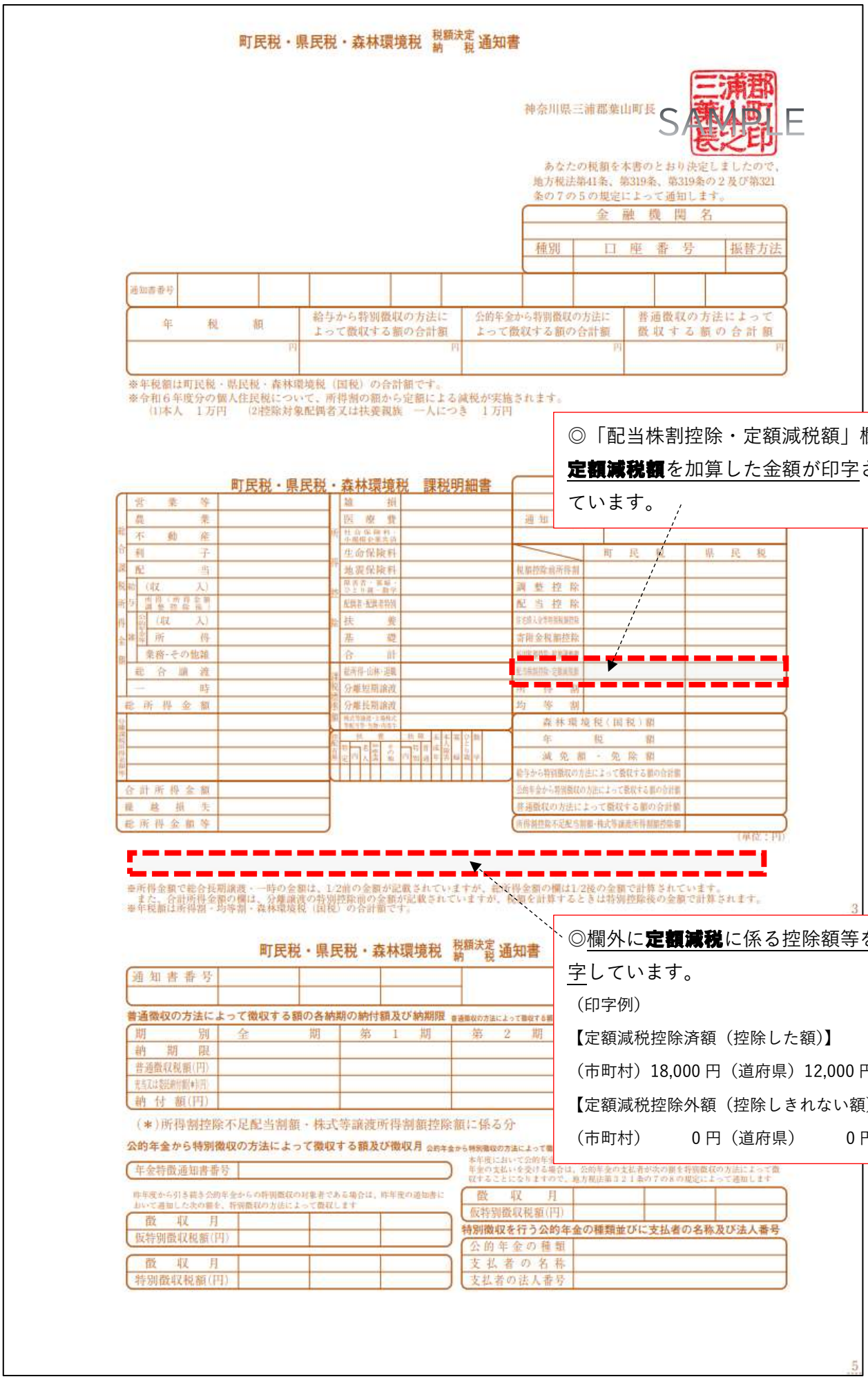

町民税・県民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書

神奈川県三浦郡葉山町長

SAMPLE

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

金融機関名		
種別	口座番号	振替方法

通知書番号								

年税額	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	普通徴収の方法によって徴収する額の合計額
円	円	円	円

※年税額は町民税・県民税・森林環境税（国税）の合計額です。
※令和６年度分の個人住民税について、所得割の額から定額による減税が実施されます。
(1)本人　１万円　(2)控除対象配偶者又は扶養親族　一人につき　１万円

◎「配当株割控除・定額減税額」欄に**定額減税額**を加算した金額が印字されています。

町民税・県民税・森林環境税　課税明細書

営業等		雑損		通知			
農業		医療費					
不動産		生命保険料			町民税	県民税	
利子		地震保険料		税額控除前所得割			
配当		扶養		調整控除			
給与		基礎		配当控除			
雑		合計		寄附金税額控除			
総合譲渡		分離短期譲渡		所得割			
一時		分離長期譲渡		均等割			
総所得金額				森林環境税（国税）額			
				年税額			
合計所得金額				減免額・免除額			
繰越損失				給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額			
総所得金額等				公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額			
				普通徴収の方法によって徴収する額の合計額			
				所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			

（単位：円）

※所得金額で総合長期譲渡・一時の金額は、1/2前の金額が記載されていますが、総所得金額の欄は1/2後の金額で計算されています。
また、合計所得金額の欄は、分離譲渡の特別控除前の金額が記載されていますが、税額を計算するときは特別控除後の金額で計算されます。
※年税額は所得割・均等割・森林環境税（国税）の合計額です。

3

◎欄外に**定額減税**に係る控除額等を印字しています。

（印字例）

【定額減税控除済額（控除した額）】

（市町村）18,000 円（道府県）12,000 円

【定額減税控除外額（控除しきれない額）】

（市町村）　0 円（道府県）　0 円

町民税・県民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書

通知書番号			

普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期別	全期	第１期	第２期
納期限			
普通徴収税額(円)			
控除又は繰越所得割額(*)(円)			
納付額(円)			

（＊）所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額に係る分

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

年金特徴通知書番号	

昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します

徴収月			
仮特別徴収税額(円)			

徴収月			
特別徴収税額(円)			

本年度において公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第３２１条の７の８の規定によって通知します

徴収月			
仮特別徴収税額(円)			

特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

5